

# 随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 75 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 定期（点検・清掃）工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 脱臭排ガス用空気圧縮機 減温塔用空気圧縮機 計装用空気圧縮機 雑用空気圧縮機 窒素ガス発生装置 排水処理設備 排ガス分析計 酸素濃度計 塩化水素濃度計 ガス検知警報器
- 6 工期 令和 5年 7月 5日 ～ 令和 6年 3月 31日
- 7 請負代金額 52,250,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年 7月 5日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目 2 7 番 8 号  
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部  
部長 桑田 貴史
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当  
別紙「随意契約理由書」添付

## 随意契約理由書

### 契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

### 契約の相手方

氏名 メタウォーター株式会社 中日本営業部 部長 桑田 貴史  
住所 名古屋市西区名駅二丁目27番8号

### 理由

本施設は、当初(株)栗本鐵工所が受注し設計及び施工を行った施設である。その後、いくつかの変遷を経て現在ではメタウォーター(株)が技術情報を含めメンテナンス技術を引き継いでいる。

今回行う各機器の点検整備は、機器や設備の管理に特殊技術を必要とするものが多数存在し、そのメンテナンスは当初から設計施工を行った業者以外不可能かつ、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断、及び清掃作業により、飛灰、排ガスのダイオキシン類の発生を抑制することを目的として行う整備であるため、技術情報やメンテナンス情報を引き継ぎ、作業を熟知しているメタウォーター(株)以外では困難であることからこの事業者を随意契約の相手方とするもの。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 76 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 処理施設定期修繕工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 熱風炉（バーナー部品交換、熱風循環ファン出側ダクト整備）、脱臭炉（点検）、成形機（ロールシエル組替3回、リングダイ1回）、月例点検業務。
- 6 工期 令和 5年 7月 5日 ～ 令和 6年 3月 31日
- 7 請負代金額 102,080,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年 7月 5日
- 9 契約相手方 住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3  
名称 J F E 環境サービス（株）  
代表取締役社長 保延 和義
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第 2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当  
  
別紙「随意契約理由書」添付

# 随意契約理由書

契約の適用法令

167 条の 2 の 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏 名 JFE 環境サービス株式会社 代表取締役社長 佐藤 稔也

住 所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地

理 由

エコセンター恵那は 2014 年に炭化炉を停止し RDF 製造施設に変更した。この変更に伴い燃料費のランニングコストを押さえるために必要な乾燥設備・熱交換炉改造工事を行った。上記の工事は、既設設備の大幅変更を伴うことから、RDF 製造に実績のある JFE 環境サービス（株）が設計、施工を行った。

今回の定期修繕工事は RDF 製造機器の延命を図ること及び固形燃料（RDF）の安定的な製造を目的として計画的に機械部品等の交換、清掃等の施工をすることから当初施工業者でないと、技術的に不可能である。

以上の理由により、当初施工を行った JFE 環境サービス(株)を随意契約の相手方とするもの。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 85 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 破碎設備修繕工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 破袋機（回転刃交換3回、スパーサーAB交換）、二次破碎機（回転刃・固定刃交換4回）。
- 6 工期 令和 5年 8月 2日 ～ 令和 6年 3月31日
- 7 請負代金額 71,500,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年 8月 2日
- 9 契約相手方 住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3  
名称 J F E 環境サービス（株）  
代表取締役社長 保延 和義
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

# 随意契約理由書

契約の適用法令

167 条の 2 の 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏 名 JFE 環境サービス株式会社 代表取締役社長 保延 和義

住 所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地

理 由

エコセンター恵那は 2014 年に炭化炉を停止し RDF 製造施設に変更した。この変更に伴い燃料費のランニングコストを押さえるために必要な乾燥設備・熱交換炉等の改造工事を行った。上記の工事は、既設設備の大幅変更を伴うことから、RDF 製造に実績のある JFE 環境サービス（株）が設計、施工を行った。

今回の破碎設備修繕工事は RDF 製造機器の延命を図ること及び固形燃料（RDF）の安定的な製造を目的として計画的に破碎設備における機械部品等の交換、整備等の施工をすることから当初施工業者でないと、技術的に不可能である。

以上の理由により、当初施工を行った JFE 環境サービス(株)を随意契約の相手方とするもの。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 26 号
- 3 事業名 漆原浄水場他2 残留塩素計更新工事
- 4 事業場所 上矢作町、長島町
- 5 事業概要 漆原浄水場、正家配水池及び乗越配水池 残留塩素計更新 N=1基×3か所
- 6 工期 令和 5年 7月10日 ～ 令和 5年12月22日
- 7 請負代金額 4,180,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年 7月 7日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山 3-7-3  
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所  
中部事業所長 木戸 正昭
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当  
  
別紙のとおり。

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>	<p>本工事は、漆原浄水場他2施設の残留塩素計の更新工事である。</p> <p>本工事は、施設全体の運転（機器調整、基準水質維持等）しながらの工事となる。施設の運転管理については、令和4年度からの長期継続契約にて漆原浄水場他2施設を含む恵那市水道施設運転管理業務委託をオルガノプラントサービス（株）中部事業所と契約している。施設の運転管理と本工事は、密接不可分の関係にあることから、同一業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の運用に著しい支障が生ずるおそれがあるため、オルガノプラントサービス（株）中部事業所を随意契約の相手方とするものです。</p>

# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 27 号
- 3 事業名 兼平浄水場配水流量計更新工事
- 4 事業場所 山岡町
- 5 事業概要 兼平浄水場 超音波流量計 200A N=1台
- 6 工期 令和 5年 9月25日 ～ 令和 6年 1月29日
- 7 請負代金額 3,300,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年 9月25日
- 9 契約相手方 住所 東京都目黒区自由が丘 3-16-15  
名称 シンク・エンジニアリング（株）  
代表取締役 岡村 勝也
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 により随意契約をす ることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>その他の契約でその 性質又は目的が競争 入札に適しないもの をするとき。</p>	<p>1 当工事で更新を行う配水流量計は、既設の中央監視システムを通して施設の配水状況の把握を行うものであるため、中央管理システムとの調整が必要となる。 シンク・エンジニアリング(株)は当機械に精通した業者であり、中央監視システムとの調整が可能で、システム導入と保守管理を行っている。</p> <p>上記のことから、シンク・エンジニアリング(株)を随意契約の相手方とするものです。</p>

# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 36 号
- 3 事業名 大崎浄水場着水井沈殿池流入堰切下改修工事
- 4 事業場所 長島町中野 大崎浄水場
- 5 事業概要 大崎浄水場着水井沈殿池流入堰 堤板改修、止水板設置
- 6 工期 令和 5年 8月29日 ～ 令和 5年12月22日
- 7 請負代金額 4,950,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年 8月28日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山 3-7-3  
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所  
中部事業所長 木戸 正昭
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当  
  
別紙のとおり。

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>	<p>本工事は、大崎浄水場着水井沈殿池流入堰切下改修工事である。</p> <p>本工事は、施設全体の運転（機器調整、基準水質維持等）しながらの工事となる。施設の運転管理については、令和4年度からの長期継続契約にて大崎浄水場は恵那市水道施設運転管理業務委託をオルガノプラントサービス（株）中部事業所と契約している。施設の運転管理と本工事は、密接不可分の関係にあることから、同一業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の運用に著しい支障が生ずるおそれがあるため、オルガノプラントサービス（株）中部事業所を随意契約の相手方とするものです。</p>

# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 41 号
- 3 事業名 山岡・上矢作地区水道施設設計装設備更新工事
- 4 事業場所
- 5 事業概要 【山岡地区】入出力装置 N=5箇所、無停電電源装置 N=1箇所  
【上矢作地区】入出力装置 N=2箇所 電源用アレスタ N=1箇所
- 6 工期 令和 5年 9月13日 ～ 令和 6年 2月13日
- 7 請負代金額 11,330,000 円
- 8 契約締結日 令和 5年 9月13日
- 9 契約相手方 住所 東京都目黒区自由が丘 3-16-15  
名称 シンク・エンジニアリング（株）  
代表取締役 岡村 勝也
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 により随意契約をす ることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>その他の契約でその 性質又は目的が競争 入札に適しないもの をするとき。</p>	<p>1 当工事で更新・整備を行う伝送装置及び無停電電源装置は、既設の中央監視システムを通して施設の状況把握を行うものである。 中央監視システムとの同期・配線などの作業は、開発・保守管理を行っており、技術情報やメンテナンス情報を有したシンク・エンジニアリング(株)以外では困難である。</p> <p>上記のことから、シンク・エンジニアリング株式会社を随意契約の相手方とするものです。</p>

# 随意契約報告書

- 1 担当課 建設課
- 2 施行番号 契建設 第 106 号
- 3 事業名 一色川陥没修繕工事
- 4 事業場所 岩村町
- 5 事業概要 復旧延長L=10.6m 練ブロック積工A=9m<sup>2</sup> 小口止工N=2箇所  
すり付け工N=1箇所 護床工A=26m<sup>2</sup> かご工L=2m 舗装工A=3m<sup>2</sup>  
2 構造物取壊し工一式 仮設工一式
- 6 工期 令和 5年 9月19日 ～ 令和 6年 1月31日
- 7 請負代金額 2,656,500 円
- 8 契約締結日 令和 5年 9月19日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市飯地町 1 6 7 1 - 3  
名称 かね大建設（株）  
代表取締役 平井 茂
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第5号 緊急の場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約理由書

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の

【緊急の必要により競争入札に付することができない時】

本工事は、大雨により護岸が崩壊したことで、一色川の兼用護岸となっている道路が陥没し、通行が危険な状態である。かね大建設 株式会社は、本工事の近接地にて同河川の災害復旧工事を実施していたため、現場に詳しく、適切かつ早期に対応できることから、かね大建設 株式会社に履行させることが有利である。

以上のことから、かね大建設 株式会社と随意契約をしたい。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 教育総務課
- 2 施行番号 契教総 第 118 号
- 3 事業名 大井小学校キュービクル緊急修繕工事
- 4 事業場所 大井町大井小学校
- 5 事業概要 第1キュービクル内焼損部分交換
- 6 工期 令和 5年 8月16日 ～ 令和 5年 9月29日
- 7 請負代金額 2,559,700 円
- 8 契約締結日 令和 5年 8月16日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町正家 1 2 9-1 8  
名称 (有) 林電気通信工事  
代表取締役 永谷 祥明
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第5号 緊急の場合に該当

キュービクルが焼損したことにより教室等のエアコンが使用できなくなっており、2学期が始まるまでに修理をしないと児童が熱中症になる危険性があるため。